

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
東京国際空港第2旅客ターミナル官庁部分増改築建設委託 平成29年7月11日～平成32年3月19日	支出負担行為担当官 東京航空局長 山口 勝弘 東京都千代田区九段南1-1-15	平成29年7月10日	日本空港ビルデング(株) 東京都大田区羽田空港3-3-2	本業務は首都圏空港の機能強化に向けて、現在国内線専用として使用している第2旅客ターミナルビルを国際線対応施設に整備することに伴い、官庁施設となるCIQ施設の整備を行うものであり、整備対象である第2旅客ターミナルビルは日本空港ビルデング株式会社が設置・管理している。本業務を実施するにあたっては官庁専有と民間専有の工事範囲区分けができないことから官民が協力して一体不可分の事業として実施する必要があるため、空港法第11条の規定に基づく協議の結果、日本空港ビルデング株式会社が実施することとしたことから会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結したものである。	7,950,000,000	7,950,000,000	100.00		
東京国際空港第2旅客ターミナルビル埋設物等移設等整備委託 平成29年7月11日～平成30年3月16日	支出負担行為担当官 東京航空局長 山口 勝弘 東京都千代田区九段南1-1-15	平成29年7月10日	日本空港ビルデング(株) 東京都大田区羽田空港3-3-2	本業務は首都圏空港の機能強化に向けて、現在国内線専用として使用している第2旅客ターミナルビルを国際線対応施設に整備することに伴い、官庁施設となるCIQ施設の整備を行うものである。当該整備場所における埋設物等の移設等については周辺施設や空港運用との関係から限られた用地内で整備を実施する必要があり、また、工事の施工性、安全性を確保する必要があることから第2旅客ターミナルビルを設置・管理する日本空港ビルデング株式会社と連携し、一体的に整備する必要があるため、空港法第11条の規定に基づく協議の結果、日本空港ビルデング株式会社が実施することとしたことから会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結したものである。	933,000,000	933,000,000	100.00		
成田国際空港旅客ターミナルビル官庁部分改修設計委託 平成29年7月19日～平成30年3月16日	支出負担行為担当官 東京航空局長 山口 勝弘 東京都千代田区九段南1-1-15	平成29年7月18日	成田国際空港(株) 千葉県成田市古込字古込1番地1	本業務は首都圏空港の機能強化に向けて、旅客ターミナルビルの利便性向上の整備に伴い、CIQ施設の整備に係る設計を委託するものである。旅客ターミナルビルは成田国際空港株式会社が設置主体であり、その所有区分は同社及び東京税関の専有部分並びに両者による共有区分から成り立っているため、今回の計画を実施するにあたっては工事範囲の区分けが困難であり、設計及び工事において官民が協力して、一体不可分の事業として実施する必要があるため、空港法第11条の規定に基づく協議の結果、成田国際空港株式会社が実施することとしたことから会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結したものである。	14,900,000	14,900,000	100.00		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
新千歳空港国際線地区3号幹線排水路委託 平成29年7月31日～平成30年3月16日	支出負担行為担当官 東京航空局長 山口 勝弘 東京都千代田区九段南1-1-15	平成29年7月28日	新千歳空港ターミナルビルディング(株) 北海道千歳市美々987番地22	本業務は新千歳空港国際線ターミナル拡張工事の支障となる排水路の改修を行うものであり、改修にあたっては国際線ターミナル拡張部基礎直下に排水管を切り回すため、拡張工事と一体的に実施する必要がある。拡張工事の施工主体である新千歳空港ターミナルビルディング株式会社が実施することで改修が適切かつ効果的に行われることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結したものである。	79,920,000	79,920,000	100.00		
新千歳空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分増改築建設委託 平成29年7月7日～平成32年3月19日	支出負担行為担当官 東京航空局長 山口 勝弘 東京都千代田区九段南1-1-15	平成29年7月6日	新千歳空港ターミナルビルディング(株) 北海道千歳市美々987番地22	本業務は新千歳空港国際線旅客ターミナルビルの増改築に伴い、官庁施設であるCIQ施設の整備を実施するものである。国際線旅客ターミナルビルは新千歳空港ターミナルビルディング株式会社が設置・管理しており、その所有区分は同社及び函館税関の専有部分及び両者による共有区分から成り立っているため、今回の計画を実施するにあたっては工事範囲の区分けが困難であり、官民が協力して一体不可分の事業として実施する必要がある。そのため、空港法第11条の規定に基づく協議により、新千歳空港ターミナルビルディング株式会社が実施することとしたことから会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結したものである。	4,870,000,000	4,870,000,000	100.00		